



「成年後見制度」をご存じですか？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分の権利や財産を守ることが困難な人に対して、後見人などの支援者を選ぶことで、本人の権利や大切な財産を守り、自分らしい暮らしができるように支える制度です。

どんな支援を受けることができる？

【財産管理】

- ・ 預貯金の管理
- ・ 税金や光熱費の支払い
- ・ 不動産などの管理
- ・ 遺産分割 など



【身上保護】

- ・ 介護、福祉サービス利用の手続き
- ・ 施設への入退所の手続き、費用の支払い
- ・ 医療機関への受診に関する手続き など

制度の種類

成年後見制度は、次の2つの制度に分かれています。

【法定後見制度】

すでに判断能力が低下している人に対する制度です。家庭裁判所に申立てを行い、判断能力の程度に合わせた支援者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任してもらいます。

【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分になったときに備え、事前に支援者や支援内容を自分自身で決め、契約を結んでおく制度です。

たとえば、こんなことはありませんか？

- ・ 物忘れがひどく、財産管理が不安になった。
- ・ 認知症の親を悪徳商法などから守りたい。
- ・ 親の財産を整理して、施設入所費用にあてたい。
- ・ 今は元気だが、将来認知症になったらと不安がある。



地域包括支援センターでは、成年後見制度や権利擁護に関する相談に応じています。お気軽にご相談ください。

垂井町一般介護予防事業 シニアはつらつ教室



とき	ところ
3月10日(金)	栗原地区まちづくりセンター
3月23日(木)	①9:30 ~10:30 東地区まちづくりセンター
3月24日(金)	②10:40 ~11:40 表佐地区まちづくりセンター
3月27日(月)	府中地区まちづくりセンター
3月16日(木)	①13:00 ~14:00 ②14:10 ~15:10 岩手地区まちづくりセンター

▶対象 / 町内在住の65歳以上

▶定員 / 1コマ10人

▶参加費 / 無料

申・問 NP0法人Let'sたるい(事業委託業者) ☎22-0139

垂井町認知症カフェ メモリーカフェいぶきっさ



物忘れが気になる人や認知症の人、その家族、地域のみなさんと交流しませんか。お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょう。

▶とき / 3月22日(水) 午前9時30分～正午

▶ところ / いぶき苑別館 花ホール

▶定員 / 25人(先着順)

▶参加費 / 100円(運営協力費)

申・問 特別養護老人ホームいぶき苑別館 ☎22-5701



新型コロナウイルスの感染状況によって、やむを得ず休止する場合があります。